

氏名	おかむらさちこ 岡村幸子
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	文博第214号
学位授与の日付	平成14年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	文学研究科歴史文化学専攻
学位論文題目	平安宮廷社会の成立

(主査)
論文調査委員 教授 鎌田元一 教授 勝山清次 助教授 吉川真司

論文内容の要旨

本論文は、奈良時代末期から平安時代中期に至るまでの諸制度や諸儀式、あるいは政務形態の推移を追うとともに、その背後に存する理念を探ることにより、平安宮廷社会の成立過程を解明しようとしたものである。その際、儀式・政務が行なわれる「場」の変化に注目するとともに、儀式研究で言及されることの少なかった皇后や女官などの女性を正面から論じた点に特色がある。全体は、研究史を概観し課題を提示した序論と、総括を行なった終章のほか、6章から構成される。

第一章「平安時代における皇統意識」では、天皇の系図上、幾たびかの節目によって皇統が変化するが、それをどのように收拾して一貫した幹のごとく位置づけ、皇統の権威を高めようとしたかを、皇位継承に伴い旧帝から新帝に渡される「累代御物」を題材に考察している。文徳～陽成天皇から光孝天皇への皇統の転換において、新しい皇統に属する光孝・宇多・醍醐らが、その権威を託す対象として天皇御物をとらえたこと、それらを累代御物として伝領していくことで、自らの皇統に前皇統とは異なる権威を与えようとしたことがまず明らかにされる。この時期、天皇御物の保管体制が整えられるとともに、後世、天皇に伝領されていく累代御物のいくつか、すなわち大床子や時簡、天皇の日記を納めた厨子といったものの伝領がここから始まっていくということが、それを示しているとされる。その後、10世紀後半に冷泉系と円融系とに分かれた両統迭立期において、再び皇統が混乱するが、その中で本流と傍流を区別する思想が明らかに見られるようになり、さらに両統迭立が解消したとき、円融系の後一条天皇によって和琴の鈴鹿が新たに累代御物に加えられた。光孝以降の累代御物と同様、それは新たな皇統のための累代御物として出発したものであり、その後も長く累代御物として伝領されていくと論者は述べる。ただし光孝から始まる皇統は、そこから伝領が開始された累代御物とその後の皇統の変化にもかかわらず一貫して伝領されていくという意味で、皇統の源流となりうるものと考えて、ここに大きな転換を見出している。

第二章「天皇私有財産に関する一考察」は、天皇の私有財産、また私有地的存在と考えられている後院と後院領、及び勅旨田をとりあげ、その管理の変遷を考察したものである。従来、後院司と朱雀・冷泉院司の区別が明瞭ではなかったが、論者は10世紀末頃までは後院司が一定した官司ではなく、朱雀・冷泉院が後院として点定された時に、そこを管理する組織を、朱雀・冷泉院司の代名詞として後院司と呼んでいたものであるとする。また10世紀末までは、後院のもとに置かれて管理される諸庄等の財産は、親王や源氏との緩やかな共有であって、朱雀・冷泉院が上皇御所となったときには上皇もまたそれらを管理し得たのであり、親王や源氏と合わせて、皇室全体がそれぞれ後院に付属する諸庄等の所有を主張しようする状況であったと論ずる。すなわちこの段階までは、後院とそこに付属する財産は天皇の完全な私有とは言えない。論者によれば、後院司が独立した官司として成立するのは10世紀末の一条朝においてである。そして官司の独立に伴い、それらの財産は天皇ひとりの管理下に置かれるとともに、天皇位に付属する累代の財産となり、それと同時に後院司自体の機能も、皇室全体の財産の蓄積・管理から、天皇累代財産のそれへと変化したとする。また勅旨田についても、天皇の私有財産から天皇累代の財産という性格を強め、上皇と比して天皇は、個人ではなく天皇位に付属する財産を確保していこうとしたと結論づける。

第三章「官奏の系譜」は、奈良時代に行なわれていた、重要文書の決裁を天皇に仰ぐ太政官奏が、平安時代に「官奏」と

呼ばれる上奏形態に変化していく過程を論じたものである。平安時代の官奏の条件として、まず上申文書（解文）と別個に文書（公式令に規定のある太政官奏）を作成することなく解文自体を奏上することと、上卿が他の公卿を率いることなくひとり天皇の面前において奏上することとの二つを挙げ、両者が出揃うのが奈良時代末から平安時代初期のことであるとす。そして、太政官奏が令制下の本来の役割を終え、官奏が主流となったひとつの到達点を、清和天皇の貞観期（859～877）に見出す。仁明・文徳・清和朝は天皇の内裏不在が相次いだ時期であり、論者によれば、文書一枚を持って決裁を仰げばよい官奏は、天皇の在所がどこにあるかにかかわらず、それに十分対応し得る奏上方式として定着していったという。その後、官奏で奏上される項目が徐々に定まっていき、寛平9年に始められた官奏候侍制を経て、村上朝（946～967）に再び転機を迎えた。すなわち村上朝に入る直前には、官奏で奏上されるべき項目が出揃ったが、しかし村上朝には、それらの官奏項目の一部をそのまま官奏によって奏上するべきものとして限定し、残る大半を弁官や蔵人に奏上させるという、さらに簡便な方法を追求することが始まったと述べる。そして、これがのちの「奏事」と呼ばれる奏上方式の出現につながったと推定している。

第四章「内裏における直廬」は、平安宮の内裏において、公卿が直廬（宿廬）を獲得する過程を論じたものである。まず内裏内直廬の前段階として、平安宮内にある職御曹司を取りあげ、使用のされ方をたどる。それによれば、職御曹司はまず出産や療養、あるいは退避のために使用された第二の皇后御所であり、皇后官職なども置かれた場であるが、この職御曹司をはじめとする宮内で出産し、子女を養育することは、他のキサキに比して皇后の特権であった。一方、職御曹司には、公卿として初めて藤原良房が直廬を賜わり、それ以来職御曹司は藤原氏長者の直廬としても利用されるようになる。良房が直廬を置いていた時、そこには良房の女である明子の皇太后官職も置かれ、彼女もここを使用した。職御曹司がふたつの機能をもつという状況はこの時初めて見られたのであるが、論者は内裏内の後宮殿舎においても、キサキである子女（姉妹）の直廬に父（兄弟）の直廬が同居するという形で持ち込まれていくとする。後宮においてそのような状態が始まったのは10世紀初頭の藤原忠平の時であり、彼は姉妹と直廬を共有していた。その後も道長をはじめ、公卿はそうのようにして後宮内に直廬を得た。父（兄弟）は子女（姉妹）の直廬に便乗することなしには、後宮内に直廬を持てなかつたし、持とうとすればキサキとして入内した係累をもつしかなかつたのである。キサキと同一、あるいは近接する殿舎に直廬を得、特に摂政はそこで政務を執ったが、それは直廬での政務に権威を付与し、また摂政の側からも、政務を執る上でキサキからの権威付けが不可欠であったことを象徴しているというのが、論者の得た結論である。

第五章「女王祿の成立」では、正月八日に女王のみを対象として祿が与えられた女王祿儀がどのような背景で、いつ頃成立したかを論じている。論者によれば、女王祿は正月七日と新嘗会の節祿を翌日に賜ったものである。節会に参加する機会が与えられなかつた無位女王に対して節祿に相当する祿を与えることと、桓武朝頃より節会から閉め出された有位女王に節祿を与えることとの両者が合わさって、女王祿儀が成立したとする。すなわち、女王祿儀は女王に祿を与えるのみならず、節会に参列できなくなつた女王たちに晴れの場を与えることになった。時服等の賜与では天皇出御がないのに対して、女王祿儀では原則的に天皇出御があることは、女王祿儀の場が同じく天皇の出御をみる正月七日節会の場面の再現であると評価している。

第六章「皇后の祭祀」では、天皇が自ら行う親祭祭祀の中での皇后の役割について論じる。従来、皇后は祭祀の主催者ではなく、わずかに令制以前に新嘗祭において天皇と「聖婚」儀礼を行なっていた形跡があると考えられてきたが、論者は平安時代初期までの新嘗祭や神今食においては皇后が天皇とともに神饌供進を行なっており、奉幣についても皇后が自ら行なっていたと考えられると述べる。そういった天皇と並ぶ主催者としての立場から、「助祭」の立場に変わったのは、唐の影響を強く受けた嵯峨朝であるとする。また、かつて聖婚があつたとされる新嘗祭については、皇后は天皇とともに「共寝」を仕立てる側にあり、このような「共寝」を「聖婚」の源流とすることはできず、祭祀の主催者としての皇后という考え方を提唱している。

終章において論者は多様な論点を総括し、平安宮廷社会の成立を段階を追って跡づける。貴族と天皇が既存の組織を通してではなく、個人としての接点を追求しようとする動きがみられるという点において、清和天皇の貞観年間がそれ以前とは異なつた宮廷社会へと一歩を踏み出した時期であり、それをさらに進めたのが10世紀初頭で、10世紀中葉までに儀式書に示されたような平安宮廷社会が成立する。そして、10世紀末には次の中世的社会の段階への突入が始まったと結論づけている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、奈良時代末期から平安時代中期にいたる諸制度や諸儀式、あるいは政務形態の推移を追うとともに、その背後に存する理念を探ることにより、平安宮廷社会の成立過程を解明しようとしたものである。本論は6章からなり、その前後に研究史を整理して課題・方法を述べた序論と、総括と展望を示した終章が配される。

日本古代史の分野においては、近年、平安時代史の検討が急速に進んだ。それはかつての社会経済史中心の研究状況とは異なり、政治・財政システムの分析に力を入れて、古代律令国家がいかに変容していったかを具体的に跡づけようとする傾向が強い。こうした研究を実証面で支えたのは、古記録や儀式書といった、従来ともすれば敬遠されがちだった史料の活用である。また制度史的知見の拡大が、逆に古記録・儀式書の読解を深めることにつながっている。

本論文もこうした研究動向の中にあって、平安政治史研究に重要な論点を提供するものである。平安中期の儀式書に示されるような宮廷社会が、いつ・いかに成立してきたかという明確な問題関心の下に、さまざまな制度・儀式・政務を分析している。その際、王権の変容を器物・財産の累代伝領から考えること、儀式や政務が執行される「場」の変化を注視すること、皇后・女官などの女性の問題を儀式研究の視点から取り上げることなどが、本論文の方法的特徴と言えよう。序章では、戦後の平安時代史研究を整理して課題を明らかにし、独自の分析視角が提示されている。以下、各章の内容について見ていくことにする。

第一章「平安時代における皇統意識」では、複雑な推移をたどった9～11世紀の皇統と皇統意識を、御物の伝領という観点から論じている。論者はまず、9世紀末の文徳～陽成系から光孝系への皇統転換にあたり、光孝系の天皇たちは自らの正統性と権威を託すため、大床子・時簡・日記御厨子などの新たな天皇御物を創出し、それらが累代御物として伝領されたことを解明する。ついで10世紀後半以降の両統迭立期にも同様の現象が見られ、円融系が主流になった段階で和琴鈴鹿が累代御物に昇格したと指摘する。そして、一貫して伝領される累代御物が発生したことから、最も大きな転換は光孝系皇統の成立に見出すべきだと述べている。これまで奈良時代の厨子や刀剣の伝領問題が論じられ、また皇太子位に伴う壺切剣が取り上げられることもあったが、平安時代の御物と皇統意識の関係を論じた研究はこれが初めてのものである。さらに論者は、御物の伝領形態が清凉殿・宜陽殿など内裏殿舎の利用形態に関わっていたとも述べており、伝領論と「場」研究が巧みに結び合わされている。

第二章「天皇私有財産に関する一考察」は、平安時代の天皇私有財産と考えられる後院・後院領および勅旨田について、歴史の変遷を再検討したものである。論者によれば、後院司という一定した官司が生まれたのは10世紀末のことである。それまでは朱雀院・冷泉院が後院に点定されると、管理組織である朱雀院司・冷泉院司は後院司と呼ばれ、それらの後院領は天皇の私有財産ではなく、上皇・親王・源氏と緩やかに共有されていたという。やがて後院司の独立により、後院領は天皇一人の管理下に置かれることになり、かつ天皇位に付属する累代財産に変貌したと論ずる。さらに勅旨田についても、ほぼ同じ時期に、天皇の累代財産という性格を強めたと推測している。後院や勅旨田は平安時代の王権を考える上で不可欠の論点であるが、論者は第一章に引き続き、累代か否かという視点を導入することによって、問題を新たな方向に展開させたと言えよう。

第三章「官奏の系譜」では、一転して政務の変遷を論ずる。官奏とは公式令太政官奏と異なり、上卿が上申文書を直接天皇に奏して裁断を仰ぐ政務である。従来その成立時期については諸説あったが、論者は官奏を、①上申文書をそのまま奏する、②上卿が一人で奏する、という二要素からなるものとし、それぞれの成立過程を考えた。その結果、官奏の二要素が出揃うのは奈良時代末から平安時代初頭であるが、主要政務として確立したのは貞観年間(859～877)だという論断が下され、また成立要因については、天皇が内裏にいない時期が続いたため、それに対応する簡便な上奏方式が選ばれたと想定し、要するに政務の「場」が政務形態の変化をもたらしたと評価する。さらに10世紀前葉までに官奏によって上奏する政務事項が定められたが、10世紀中葉にはその多くが蔵人・弁官の伝奏という、いっそう簡略化された政務に委ねられ、のちの奏事の源流となったと推測している。飛駟解文から上申文書一般を論じた部分に疑問が残るが、二要素を弁別した分析方法は新しく、段階設定もおおむね妥当なものと考えられる。

第四章「内裏における直廬」も、政務の「場」という視角から、摂関政治の基盤を考えた注目すべき論考である。平安時

代の摂関は内裏後宮殿舎で政務を執ったが、論者はその起源を内裏東隣にあった職御曹司の利用法に見出す。すなわち職御曹司は本来、出産・療養・退避などに用いられた第二の皇后御所であり、皇后官職が置かれた施設でもあった。ところが藤原良房がそこに直廬を賜わって以来、職御曹司は摂関・藤氏長者の生活空間としても用いられ、皇后御所という機能と共存するようになる。それは摂関・藤氏長者がキサキの親族であったことに根拠をもっていた、と論者は述べ、10世紀に入るとかかる利用法が内裏後宮殿舎に持ち込まれたと想定し、さらにそれはキサキによる摂関の権威付けでもあったと論じている。全く専論がなかった職御曹司に関する史料を集成し、その機能と変遷を明らかにすることにより、摂関権力の一面が見事に解明された。当該期の社会関係を考える上でも貴重な研究である。

第五章「女王祿の成立」は、正月八日に女王たちに祿を与えた、女王祿なる儀式について基礎的な考察を試みたもの。論者によれば、女王祿は白馬節会・新嘗会の節祿を事後的に下賜する儀式で、節会に参加できない無位女王に節祿相当の物品を与え、また桓武朝頃より節会から排除されていた有位女王にも節祿を与えるため、かかる儀が創始されたという。節会に参列できなくとも、女王たちには女王祿という天皇出御儀式があり、そこは彼女たちの晴れの日であった。女王祿は11世紀頃まで規定額を支給しようという努力が続けられ、給与としての経済的意義も永く残った、と論者は述べている。平安時代における女王の存在形態をうかがわせる研究であるが、女王時服と節祿の関係についてはなお議論もありえよう。

第六章「皇后の祭祀」では、皇后がどのように祭祀に関わったかを検討する。これまで皇后は祭祀の主催者ではないとの見解が一般的であったが、論者は新嘗祭・神今食・荷前別貢幣などの祭祀において、平安初期までは皇后が一定の役割を果たしていたと論ずる。そうした形態が変化するのは、唐文化の影響を強く受けた9世紀前葉の嵯峨朝のことで、以後、副次的な「助祭」が皇后の役割となったと推測している。かつて新嘗祭において「聖婚」が行なわれたという学説にも論者は疑問を示し、皇后はむしろ服属儀礼的な「共寝」を用意する立場にあったと述べ、祭祀の主催者としての立場を強調している。このように第四章～第六章は、女性の役割という視点から儀式・政務を検討し直したものであった。

終章では、本論で示された多様な論点が総括され、平安宮廷社会の成立が段階を追って跡づけられる。論者によれば、王権の性格や儀式・政務の「場」が変化し、天皇と貴族が個人的に結合しはじめるといふ点において、貞観年間こそが平安宮廷社会成立の出発点であり、10世紀中葉までにそれがいっそう進展し、儀式書に示されるような宮廷社会が成立する。そして、10世紀末には天皇財産や天皇位に新しい動向が見えはじめ、次の中世的段階への移行が始まったと評価されている。

このように本論文は、新しい視角から平安時代の制度・儀式・政務を分析し、長期的観点に立って独自の宮廷社会成立史を提示することに成功している。ただ、平安宮廷社会の本質を何に求めるかについてはなお考察を深めるべきであろうし、実証面でもいくつかの問題が残されている。しかしそれは論者を含めて、今後さらに研究が進められて行くべきことであり、本論文の価値を損なうようなものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2002年2月22日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行なった結果、合格と認めた。